

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社ReR  
代表者及び住所 和歌山県和歌山市八番丁9 パーク県信ビル701
2. 指名停止措置期間 : 令和8年5月22日から令和8年7月21日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 国営飛鳥歴史公園事務所発注の「R8平城宮跡歴史公園建築保全・法定点検等業務」について、令和8年3月26日に開札を行った結果、株式会社ReRの応札額が最低入札価格であったが、調査基準価格を下回ったため、落札決定を保留し、同者に対して低入札価格調査にかかる資料の提出等を求めた。  
しかし、同者が当該資料を作成する過程において、当初予定していた業務管理責任者の配置が困難であり、適正な履行体制が確保できないことが判明したため、同年3月30日に同者から低入札価格調査にかかる辞退届が提出されたものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社ReRが低入札価格調査の資料提出及びヒアリングを辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 古原 悟 (内線 2512)